

森林組合系統運動方針

JForest ビジョン 2030

令和 4 年 3 月

大館北秋田森林組合

JForest 大館北秋田森林組合ビジョン 2030

目 次

I 全体概要

II 10年後の夢・目指す姿

III 取組内容

IV 目標設定

I. 全体概要

1. 全国統一目標（スローガン）

～地域森林の適切な利用・保全と林業経営の更なる発展に向けて～

我々森林組合系統は、厳しい林業経営環境において、地域の森林を守り育て、組合員の経済的・社会的地位の向上に取り組んできた。

令和6年度より森林環境税が広く国民から徴収される中、地域の森林整備の主たる担い手として、森林環境譲与税の活用に協力しつつ、引き続き適切な森林の利用・保全を通じて森林の持つ公益的機能の維持・増進を図り、SDGs の達成に貢献していく。

その上で、先人たちが植えた人工林が成熟期を迎えた今こそ、森林組合系統を挙げて、持続可能な林業経営を通じて、以下の3つの課題に取り組むこととする。

（1）組合員サービスの向上

組合員の意向が多様化している中、協同組合として組合員に対して「何ができるか」を考え実践する。その一つとして、組合員への一層の利益還元を実現する。

（2）働く人の所得向上・就業環境改善

他産業との賃金格差や労働環境等の課題がある中、内勤職員・現場技能者について所得の向上・労働安全対策をはじめとした就業環境改善を進める。

（3）事業拡大・効率化による経営の安定

人工林が成熟期を迎える林産事業・販売事業が拡大し、また森林環境譲与税や森林経営管理制度、森林組合法改正などの新たな仕組みが始まった中、事業拡大やICTの活用を含めた効率化を進め、安定的黒字経営を実現する。

2. 運動期間

令和12年度末まで

II. 10年後の夢・目指す姿

1. 夢

- ・組合員に信頼され、気軽に訪れてもらえる森林組合。
- ・再造林可能な利益を組合員に還元することで、主伐再造林による循環型林業が定着している。
- ・職員、現場技能者が十分な収入を得て定着し、いきいきと働くことが出来る職場づくり。
- ・無事故、無災害の組織作り。
- ・ICT や高性能機械をフルに活用したプロフェッショナル集団。

2. 目指す姿

(1) 職員・組合員について

- ・内勤職員数35名、20代から50代がそれぞれ6名以上とし、バランスの良い構成とする。
- ・現場技能者を55名以上とし、完全月給制とする。
- ・休業を伴う労災の発生をゼロにする。
- ・組合員名簿を把握できる限り、最新状態にする。
- ・組合員の地域活動のサポートを通じて、組合員の組合への参画を促進し若年層及び女性の組合員・理事を拡大する。

(2) 事業について

- ・総事業取扱高15億円以上、事業利益5千万円以上を達成する。
- ・販売部門粗利益1億5千万円、加工部門粗利益2千5百万円、森林整備部門粗利益8千万円を達成する。
- ・主伐後の再造林率50%を実現する。

(3) その他

- ・広報誌の発行やホームページにより、組合員や就職希望者に情報発信する。

III. 取組内容

項目 1：都道府県・市町村と連携した地域森林管理体制の確立

(1) 地域の森林管理方針（長期ビジョン）の協議

- ・行政と連携し、地域の森林を適正に管理して参ります。

(2) 森林環境譲与税の有効活用

- ・行政に配分された森林環境譲与税が、適正かつ有効に使用されるよう、助言して参ります。

(3) 森林経営管理制度の推進

- ・森林経営管理制度が円滑に進むよう、対象地の選定、森林所有者への意向調査、所有者不明森林への対応等の取組強化を要望する。

項目 2：循環型林業の確立と系統の木材販売力の強化

(1) 森林の適切な整備と災害対応

- ・地球温暖化防止のための温室効果ガス削減目標の達成に加え、近年多発する豪雨災害を受けて、森林の持つ国土保全・水源涵養などの機能に国民の期待が高まっていることを踏まえ、引き続き健全で豊かな森づくりに向け、植林・間伐等の森林整備を推進する。また、災害発生時には、行政や電力・道路等重要インフラ管理機関と連携し、被害調査や孤立集落支援・支障木除去などに貢献する。

(2) 低コスト・循環型林業の確立

- ・事務・管理含めたコスト削減に向け、ICT技術の導入等を進めると共に自然条件を踏まえた施業体系を定め、地域に合った低コスト・循環型林業を確立し、山元立木価格の上昇を目指す。

(3) 原木共同販売体制の構築と事業連携の推進

- ・木材流通センターにより、県域を越えた原木共同販売を更に推進する。

項目3：高度人財の確保・育成

(1) 職員の新規採用と人財育成

- ・現職員の育成やICT等を活用した効率化、林業未経験者の若者や、異業種からの転職希望者等の採用を進める。また、役職員・現場技能者一人ひとりが、協同組合人としての意識を持ち、知識・技術の向上に努めるとともに、やりがいをもって、その能力を最大限に活かすことができるよう、組織体制の構築や幹部登用を進める。

(2) 森林施業プランナー・森林経営プランナーの育成

- ・森林施業プランナーについては、事業を担当する全ての組合職員が共通に持つべき技術と位置づけ、積極的に育成を図る。併せて、主伐再造林を含めた長期的な団地形成や木材の有利販売など、これから組合経営を担うものとして、森林経営プランナーについても育成し、職員のモチベーション向上と森林組合の収益力の一層の強化につなげる。

(3) 現場技能者の地位向上・労働災害の撲滅

- ・現場技能者については、より働き甲斐のある職場づくりや定着率の向上を目指し、労働災害の撲滅をはじめ、福利厚生の充実、賃金体系の見直し、地形・樹種に応じた作業技術習得のための研修等に取り組む。特に労働災害撲滅に向け、作業の安全を最優先に据え、労働環境の整備や労働安全意識の徹底を進める。

項目4：協同組合として組合員に信頼される組織体制の確立

(1) 組合員の参画促進・組合員ニーズへの対応

- ・組合員との対話を深め、自ら林業を営む者も含めた多様化するニーズを汲み上げた事業展開を進める。また、遠隔地も含めた組合員への情報発信強化や参画促進に向け、広報誌やホームページ等の整備・活用を進める。併せて、組合経営の活性化を目指し、若年層及び女性組合員の拡大と若年層及び女性それぞれ1名以上の役員就任を目指す。

(2) 森林組合経営の強化・健全化

- ・森林組合法改正で盛り込まれた、販売事業や法人経営等に関し、実践的な能力を有する者の理事就任を進める。また、販売事業が拡大する中、与信管理体制を強化する。
- ・働く者が経営理念や使命を理解し、男女問わず働きやすく、オープンで風通しの良いコミュニケーションを有する組織風土を醸成する。

(3) コンプライアンス態勢の強化

- ・全ての役職員が「不適正事案を撲滅する」という強い意志を持って、コンプライアンス態勢を強化する。具体的には、内部統制(ガバナンス)の強化に向けて、内部監査の導入、内部・外部通報体制の整備、継続定な研修の実施等を進める。

項目5：国民生活及びSDGsへの貢献

(1) SDGs宣言の実施

- ・「SDGs宣言」を行い、系統一丸となってSDGs達成に貢献する。その一環として、合法木材証明や費用対効果を踏まえた森林認証の取得等に取り組む。また、全森連・県森連とともに、森林組合の活動の多くがSDGs(持続可能な開発目標)に密接につながっていることについて積極的にアピールし、森林組合の認知度や社会的意義への理解を高めて行く。

(2) 異業種との連携

- ・近年、全国及び都道府県レベルで農協や生協等の異業種の協同組合や、商工会・商工会議所等との連携が広がっていることを受け、当地域に於いても積極的に交流・連携を行い、森林組合の活躍の場を広げる。さらに、国内における福祉の重要性が高まっていることから、林業と福祉の連携(林福連携)についても、具体的な取組を開始する。

IV 目標設定

		令和2年度 現状	令和7年度 目標	令和12年度 目標	備考
基本 情報	職員数（現場技能者除く）	31人			◇
	現場技能者数	60人			◇
数値 項目	新植面積	36ha	40ha	50ha	◆
	間伐面積	切捨	67ha	80ha	◆
		利用	98ha	120ha	◆
	主伐面積	35ha	38ha	41ha	◆
林産事業量	主伐	17,552m ³	18,700m ³	20,500m ³	◆
	間伐	22,429m ³	24,200m ³	26,600m ³	◆
販売事業量		23,969m ³	25,300m ³	27,800m ³	◆
林産・販売事業量のうち 連合会を通じた販売量		13,028m ³	14,300m ³	15,700m ³	◆
森林施業プランナー認定者数		5人	10人	15人	◇
森林組合監査士資格取得者数		0人	1人	3人	◇
休業4日以上死傷病発生人数		2人	0人	0人	◆
事業利益		5,627千円			◆
経常利益		9,769千円			◆
当期剰余金		11,026千円			◆
取組 有無 項目	常勤理事の設置	◎			◇
	若年層（60歳未満）理事の就任	○			◇
	女性理事の就任	×			◇
	ホームページ（SNS含む）の運用	◎			◇
	森林經營プランナーの設置				◇
	SDGs宣言の実施				◇

※◆の項目は当該年度実績、◇の項目は当該年度末時点の実績を示す。例えば「森林施業プランナー認定者数」は当該年度に認定を取得した人数ではなく、当該年度末に在籍している認定プランナーの数となる。

※「休業4日以上死傷病発生人数」は全国統一でゼロを目標とする。「事業利益・経常利益・当期剰余金」は黒字決算を目標とし、数値目標の設定は行わない。

※取組有無項目については当該年度末において実施済の場合○とする。ただし、「常勤理事の設置」については、代表理事の場合◎、代表権の無い理事の場合○とする。また、「ホームページ（SNS含む）の運用」については、1年以内に更新している場合◎、更新されていない場合○とする。

※「SDGs宣言の実施」及び「森林經營プランナーの設置」は令和3年度以降の取組のため令和2年度の実績はなし。